

が決定したとにより、国の補助金が決定されてきたというところ、
六十二万八千山の増をみたわけでございます。その下の街路工事補助
金で百五十万の減となっておりますが、これは都通りを都市計
画で扱いたいというところと予算を組んだわけでございますが、
その後、都市計画として扱っただけの問題では、今後都通りを
と用務するところとまいいのでございましょうか。もつと町の機能かうし
て、指定市街地開発という新たに、観望から行った方が良いのでは
なからうかというところと、且下都の方でも設計してあり、それによ
るやり方というところと、都より減額してきかというところとござい
ます。以上の都市支出金の内訳でございます。次に寄附金
で五十万山の増となっておりますが、これは水道会計から一
般会計に繰入、さらにこれを特別会計に繰入すというところ
にござります。従つて支出にありて五十万山と計上してござります。

す。次の繰入金で百五十万山、これはと場合計にありて今後
この位は収入があらうというところと計上したわけでございます。
繰入金として四十三万五千九百九十円、これは三十五年度の決算
がござりしから、ここに繰入金として計上した次第でございます。
また、次の雑入金の三百三十八万七千七百四十円、この大きなもの
のとして、これは国民年金の印紙売上代金の収入が大きなもので、そ
の他、小さいものを整理して計上した次第でございます。
す。以上の収入合計が千四百四十五万七千七百四十円となり、前年度
の予算額を加へ、本年度の歳入合計が一億九千六百四十八万三千
千六百四十円というところとなっております。

引当として歳出につぎあつての説明申しあいたいと思ひます。
議会費におきまして百七十八万四千四百三十山の増となつてござ
ります。この大きなものは、議員三人の方の期末手当

あるいは自動車、の購入費、交際費等が大きな増となつており、
す。役場費におきまして四百六十萬四千五百五十圓の増となつて
おります。内訳は職員費で期未勤勉手当、あるいは給与改
訂による増、又需用費におきまして百一十五萬圓の増等が大きな
つております。次の消防費におきまして一五三萬圓の増、これは本
年度一般消防費で五十四萬の増ですが、水防関係におきまして
六十四萬の増に上りまして、一五三萬圓の増となつたわけでございます。
土木費におきまして三百八十八萬三千五百圓の減となつており
ます。この内容としては、道路橋梁費におきまして八十
四萬二千七百圓の減ですが、道路維持修繕費で四十九萬九千百
圓の増となつております。これは大井戸夫人にまする期未手当が
予算化されておりますので、これに計上し、道路排水整
備費で三十七萬五千圓の減額となつております。これは歳入で

六十五萬圓を減額し、これに逆に八十八萬圓のふありまして、差の
として三十三萬五千圓となつたわけでございます。又施設費の
十五萬三千圓につき、組合はつておりますけれども、建設
省より変更書類がきておりまして、今年度補償金でおおと
うなことになるおりました。余中から施設費から出せとい
うような指示がきたので、これに計上したわけでございます。
河川費におきまして三十一萬三千五百圓を減額しまして、総額三百三
十九萬八千圓としまして、幸楽園下の下の川の改修工事を行な
つたわけでございます。都市計画費におきまして三百三十二萬
七千圓の減額でございます。これは歳入で用しあがりました。さ
う結果となり、これを減額したわけですが、都市計画街路施設
費におきまして三百九十九萬五千圓の減で、これも先程申しあげた
柳通りを三百五十圓で振出しをしたわけですが、都におき

もう少し遅らせて、もうと大きくやろうということ、本年度はこれを切ったわけでございます。首都圏対策費で三千七百万の減にしておりますが、これは福生におきける一ツの公社というふうなものを作ろうというので、百万の円を計上したのですが、その後東京都市建設公社がござりましたので、そこに五千万の円を出資し、ここに五千万の円を減じなければなりません。区画整理事業費におきまして九十七万の増でございますが、これはすでに四十八万円を計上しておりますが、なおここに九十七万円の増を計上するというのは、区画整理におきまして、下の測量はござったのですが、この方はまだござっておらず、契約もしておりません。したので、ここに契約しようということとを計上したわけでございます。以上が土木費でございます。次の教育費で、全体が百三十五万六千五百山の増額でございますが、教育委員会費にお

いて千七百二十四千五百山の増で、第一、第二小学校とも少額でございますが、省きますが、第三小学校におきまして、千四百四十四百六千五百山の増となっておりますが、これは学校の校庭の整備とか、あるいは物置き場を造ったこと等が主なりでございます。次の第四小学校費が九万四千三百八千山の増となっております。これはやはり新築改築費にあり、プール用地代が不足分として四万三千三百八千円を計上したてしております。

中学校費におきまして、千八百五千五百山の増でございますが、これは教員の期末手当等の増にござります。又、学費におきまして十八万八千山の増となっておりますが、これは体育館、電灯工事等の工事費でございます。税金教育費にあり、千四百三十五百山の増、これを加えて、教育費が百三十五万六千五百山という結果になったわけでございます。税金及び労働施

設備におきまして百十夫の六百坪の増となつております。
これは炭火の設備申しあげましたとおり、排出物の国民年金
に入りまして、その事務費とか、印刷代等が主な増となつ
ております。次の保健衛生費で六万六千坪の増、産業経済費
において百四十四万六千九百坪の増で、これについては農業費にお
いて百六万三千六百坪の増であり、炭火で申しあげましたよう
に、今回農山漁村建設事業費、百六万八千六百坪の増となつて
おりますが、これは国庫から補助してあるわけであり、けしよく千
六万四千坪の買掛というものといたるわけでございます。財産費
におきまして五百三十八万七千七百坪の増となっております。
これは先程決定いたしました買掛今までの積立金を、庁
舎敷地の買収積立金として計上したわけでございます。次
の公債費でございますが、十五万四千坪の増でございますが、これ

につましては利子の差でございます。繰入金で二百三
十五万六千二百六十七坪の増で、又繰入金におきまして六十二万
坪ほど増になつておりますが、公債買付に十三万坪、それから
水道会計に五十五万と繰出して、特別会計を運営させまうとい
う考えで、水道会計の五十五万坪につきましては、炭火におき
て五十五坪の寄附がありましたので、ここからさらに水道会計に繰
入すという事でござります。買掛金におきましては百三十五
万四千七百坪の増で、これは先般の協議会でもお話を申しあげ
ましたわけであり、都立の工業高校の敷地を買収するにあつた
りまして、どうしても都立の価格と地主さんの都合いかに
つかず百七十六坪ばかり町で買掛しなければならぬという事と
あるいは桑の木代等と支払うということであるが、炭火を御代
りの金でございます。なお農業施設補助金の十七万四千五百坪は

加美クラブとの鍋クラブの補助金が必要というところ、ここに
計上したわけでございます。最後の予算費におきまして二十九
万三千三百七十一円を計上し、歳入歳出のバランスをとり、歳入合
計が一千四百四十五万七千円、前回と合せて一億九千六百四十六
万三千六百三十一円となつて次第でございます。以上よろしくご審
議のほどお願い申し上げます。

一 議長 石川信義君

これより質疑を行います。

一 土番 田村祐一君

叔父さんと希望を申しあげておきたいと思
ひます。今後こうして大なる予算等の説明をする上にお
いて、一応担当に別れてゐる助役あるいは又課長もいるものと
する。その際はやはり担当から詳しい説明を願つたうと思
ひます。今後そのようにお願いいたします。

一 土番 山下幸三君

歳入全般にわたりますのは大体了解しては、大体了解して

一 助役 篠崎俊夫君

議会の乗用車購入については、そのうち議員

車、歳入について第一級の議会費の内、自動車購入費として
九十七万七千円というものが計上されておられます。この内容はど
のような査定からこういう数字が出たのか、ご説明を願います。

さんからご希望がありまして、大にわかかわらず、予算等の関係から
運用をして既に申しあげたいと思つております。この点につて

おしては、会計委員会におきましてどのような自動車を買つ
か、その結果、トヨペットを買つた
とになったわけでございますが、その後先月の十五日の全員協議
会で議員さん方にお話し申し上げ、ご了解を得たということござい
ます。

一 土番 山下幸三君

ただその説明の中で、議員各位から希望が
あつたということですが、私もそのように希望がいろいろあること

くつひは全然知らないの。どう頃あつたのかお聞きしたいと思
います。

一、助役藤崎俊夫君

正式な要望はありませんでしたが、たゞ
議会の一台配置した方が良いのではなからうかという志天が議員
さん方もあつたろうと思ひますし、又われわれもそういう志
念であつたわけだ。二台あるうち一台は非常に古くなるおありし
て、三台際新しく一台購入し、古い自動車は小学校の教材用にする
のによろしいのではなからうかという事で決定した次第でございます。

一、十番山下幸三君

私一言の注意申しあげたいと思ひますが、今
の説明の中で議員から要望があつたという点で助役は非常に
に疑念がたつたやうな説明をされておりました。やはり
本会議の席上において要望は少々あつたかも知れないというよう



ですとは本会議であつた以上今後十分つしんでおつてほしいと思ひま
す。そういう要望が議会や委員会であつたという事をであれば
話のめぐるが軽はずかな発言は困るの。十分気をつけてもらひ
たいと思う。協議会という委員会での席で説明する事を自体
に疑念を私はおもひますけれども、自動車は老朽化して、
新しい車を購入したいという事となれば何んか異議はありま
せんが、しかし車輛を購入する場合におきましては、少なくとも金
に知つてもいふやうな会議をやつて、担当の総務委員会
の人は知つていても、他の議員はほとんど知らないわけだ。後端
にある新しい事はいつ買ふたの。どうしてという疑問をもつ人
も少なくないと思ひます。やはり一台の車を買ふ場合である
も十分論議をつくらなくてはならぬと思ひます。本
年はすでに予算に計上されておりました。やむを得ないと思ひまし



とも、今後は十分気をつけようといふことを
強くお願いいたします。

一十八番 田村祐二君

この最終予算について直接的なことを

いふことは復旧したいと思っております。この歳出のうち、都市計
画道路施設費や、牛込駅造成費、買付金四万五千円が計上されてお
ります。私は監査委員として常に理事者にご注意申し上げてお
つたつもりですが、急速な財政規模の拡大となり、又特殊事
業とみるる町の現状から、一つ事業をふさぐだけすとも
つけまなければいけないというものを申し上げておつたつもり
です。牛込駅の話題についてはその後の補足的な報告は受けと
りませんし、本予算が最終であるとするならば当然、現在
この都市計画の受入れ額は一つぐりやうとさうつへき時期にお
ることはなからうかと思えます。さういふことから担当課長から



ご報告を願うと同時に、もしその報告がどうも、その都市計画
のいふ説明を願いたいと思えます。

一 総務課長(貴井喜代次君)

お答え申し上げます。都市計画の内

容については、六百円分の牛込駅の買付金について、何回
かすでに説明しておりますが、その処理について、また年度の
当初予算におつて買付金として百万円、それから地元の牛
込第一が四万五千円、牛込第二が四万五千円、能半が
三万円、田村半十郎さんから三万円、合計三百三十八万三千
円というものが処理されております。従つて六百円分の残り
は三百八十六万四千七百円となるわけでございます。

一十八番 田村祐二君

本都市計画について、六百円分を国鉄側

に買付金として支払わなければならないというところ、又われ
れも一旦、牛込駅の施設をやつたらいいということ、地

元買主として、おんが努力して蓄え田を集められたということであつたわけでありませう。先程私が申しあげましたように、その間題が、町の特殊な事情から、その支えにについては、ふつと考慮してゐなければならぬということをおまへに私は聞かへておる。こゝうしたことが、努力はしたか、できなかったかというところを、餘りないやうに言ひたいと思ひます。

次に私は、三十八年度の予算の中へ起つて、大きなものをおまへに言ひたいといふ希望をもちております。けれども、例へば、先程、如理場の土地の問題、それは三十八年度中の大きな問題であつたと思ひます。又その扱ひ方によつては、大きな疑問のもたれか、問題が生じ得る。その点、理事者はどのようにお考えであられるか、あるいは、先程お言ひなされた段階で困るものか、どうか、その点につづきとして説明願ひたいと思ひます。

一、助役 川邊金吉君

ただ、先程申し上げた、指撥があつたの事ですが、私どもといたしましては、当初五百万円を目途といたしまして、寄附をなれとしましては、いいということと、地元民の各位にお願いしたわけですが、これと同様に、福生町東部の衣場との関係もあつて、目的を達し得なかつたといふことにつづきとしては、先般の金買協議会にもお話し申し上げるべきであつたと存じます。そのうち、地元議員さんをはじめ、町会長さんの努力願ひをいたしたことについて感謝申しあげると同時に、経過について報告申しあげたわけですが、深く感謝する次第でございます。又小川地区に關する問題で、所有地にするという結論は、おまへと私は存じます。その後何回か会合がありましたが、その方面の協議は、いいという事もありましたが、實際問題として、その結果としてありまして、登記する上から二重になつたといふ

ことあり、過般の総務委員会にそのことをお話し申し上げたが、近いうちにこれの取得できるかも知れないが、もし取得できなかった場合、代替地としておくことも考えられるが、適当な価格で買うならば平散したかどうかというふうな意見があったので、かゝる今しばらく時期を待つから措置をしようというので、お話を待つおる次第でございます。

一、十番（田村君一君）

ただその話の中に、総務委員会が了解しているというところも言われたが、それは何かの間違いではないのか、私は、総務委員会では了解していないと思う。私の質問したところについて、町長は、そういう事があるが、町民の疑惑を招くことになるではないか、この一般町民に知らせるということも言うておるが、今言つたように委員会の子解事項ではありません。しかし町有財産の取



得について、やはり個人の売買で利益を得ると同じ目的ではなんでしょうけれども、又そういう目的によつて結果的にマイナスがあるということもあり好いことではないので、名義の変更するものもいろいろ動かして、それにまつて余剰なものがあるから、それを予算に計上するということやり方は複雑化しているが、町として、やはり好いことではないということも私は言うておるはずですが、その点については次の追加更正ということとは別問題としても、もう少し検討を加え、わけわけの譲渡のいく線があるか、予算化していくべき、こういう重要な問題はなるべく早く措置をしていくべく、う強く要望しておきます。

一、四番（高橋君君）

歳入の繰入金におきまして、と場合から、百五十万円という金額の繰入れをしておりますけれども、と場合

計からすれば相当大きな額でありまして、先日の金協でもこの内容について町長の考え方が詰まっていたのですね、ゆえに私も考え方の上で違いかあるように思われます。というのは、その繰入については何か商売」というような考えに立つて、と場を運営していかうかと思えまうので、その立場からはどのような考えであるのか、何の何のしれないと思えます。

一 助役 篠崎俊夫君

たしかに、と場の運営は町である人ばかり利

益主義でやろうとするものではないかということも言えますが、しかし町人と言つても今までの一般計から千五百五十万円という金額をと場合計に繰入れてから以上、幸いにして一月一日から料金値上げによりおしてようやく黒字に転じて参るおられます。今までの一般計から借りておりおしたものを返していくんだという考えから、三十八年度予算におりまして場合計から繰

入、又当初予算におきおしても同額を繰入しておる次第でございます。

一 十番 中西虎蔵君

三十八年度最後の追加更正予算におきまして

て都市計画費を見方、一休理事者は何を考えられたのか、稲佐町の今後将来、大きく発展させるために区費負担をして大きく伸びようというにもかかわらず、二の二の予算、一体何かをやるのか、又稲佐町の玄関口である東口からの柳通りに参する予算も削つてしまつて、何か説明に参りますと、都の方針にどうこうなつたんだということですか、今後二、三年先にならば二年先にならわかないようなことになり、将来大きな計画をやろんだということではどうですか、私もには納得できません。東口の荒廃地におり、二の三の予算が削られ、大にうんとついでに、外にたえないわけであり、もう少し具体的な説明を聞きたい